

福岡県災害見舞金・弔慰金の概要

福岡県災害見舞金等支給要綱（昭和 49 年 9 月 11 日決裁、令和 2 年 12 月 17 日改正）

対象災害	1 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害		
	2 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失した災害		
	市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯数
	15,000 人未満		10 世帯
	15,000 人以上 30,000 人未満		15 世帯
	30,000 人以上 100,000 人未満		20 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満		25 世帯	
300,000 人以上		30 世帯	
3 同一災害で、死者及び行方不明者が 5 人以上の災害			
4 同一災害で、死者、行方不明者及び重傷者が 20 人以上の災害			
5 当該市町村の区域内において 5 世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者がある災害			
受給者	ア 対象となる災害の被災者 イ 死者又は行方不明者への見舞金等については、その遺族 ウ 「対象災害」5 の場合は、死者又は行方不明者の遺族に対してのみ見舞金等を支給		
支給額	区 分		金 額
	①全壊・全焼 ・流失	一般世帯	100,000 円
		1人世帯	50,000 円
	②半壊又は半焼	一般世帯	50,000 円
		1人世帯	25,000 円
	③床上浸水	一般世帯	30,000 円
		1人世帯	15,000 円
	④死者又は 行方不明者	県 民	200,000 円
		県民以外	30,000 円
	⑤重 傷 者	ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合	
要治療見込み日数		6ヶ月以上	80,000 円
		3ヶ月以上6ヶ月未満	60,000 円
		1ヶ月以上3ヶ月未満	40,000 円
県民以外		15,000 円	
遺族の範囲	1 配偶者 2 子、父母、孫、祖父母 3 生計を同じくする親族 4 葬祭を行う者		

※ 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給を受けた場合は、④・⑤は支給を受けられない。